

農業近代化資金の制度拡充（10月1日から）

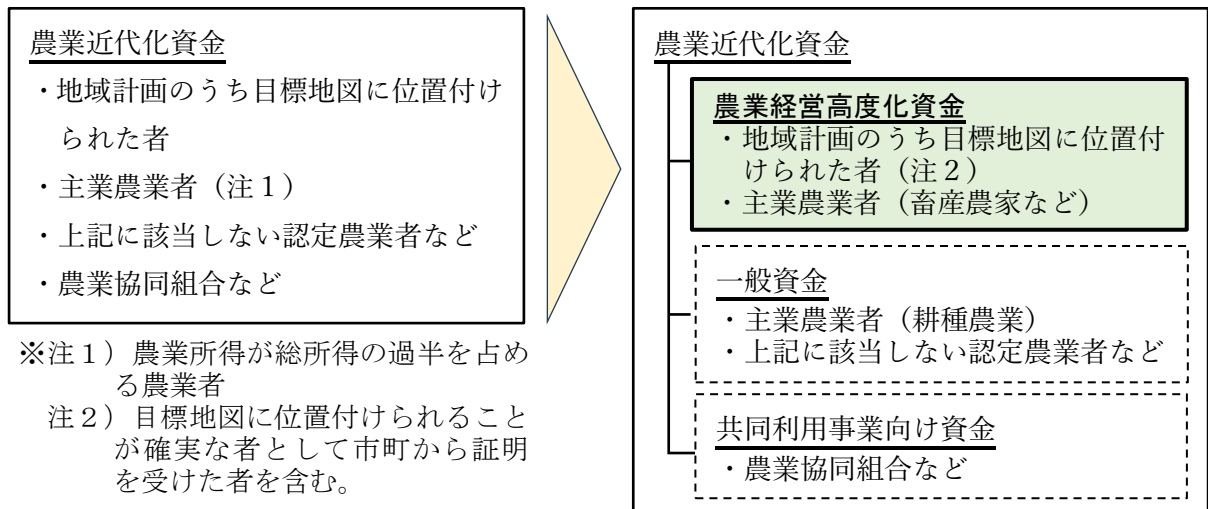
～より「大きく」「長く」「使いやすく」なります～

農業近代化資金は、農業の経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国や県が民間金融機関に利子補給を講ずることで、長期かつ低利な資金を融資するものです。

令和8年10月1日（木）からは、新たに農業経営高度化資金を設けて、法令改正に合わせた貸付限度額の引き上げや償還期限の延長などを行います。

また、農業近代化資金全般について、融資審査の期間短縮や貸付要件の緩和などによって、利便性の向上を図ります。

（1）農業経営高度化資金の新設（貸付対象者の区分）



（2）貸付限度額の引き上げ

- ア 個人 1,800万円 → 2億円
イ 法人・団体 2億円 → 7億円

（3）償還期限の延長

15年以内 → 20年以内

（据置期間は7年以内で従前と同じ）

（4）資金使途の追加

- ア 経営改善を前提とした負債整理
イ 農地・採草放牧地の取得

（5）利便性の向上

- ア 主な日本政策金融公庫資金（青年等就農資金など）との併用可
イ 審査期間の短縮
1月半以内 → 15営業日以内
ウ 建構築物等造成資金の貸付要件緩和
次の基準を撤廃
・経営耕地面積、農業所得
・単位床面積当たりの貸付限度額

※上記（2）～（4）の対象は、農業経営高度化資金のみ

【金利について】基準金利 4.55% → 貸付金利 3.30% ※金利は毎月変わります。

【取扱金融機関】株式会社香川銀行、香川県信用農業協同組合連合会、香川県農業協同組合、観音寺信用金庫、株式会社四国銀行、高松信用金庫、株式会社中国銀行、農林中央金庫高松支店、株式会社百十四銀行



<https://www.pref.kagawa.lg.jp/> 【ページID：6006】

【参考】農業近代化資金の概要 令和8年10月1日～

区 分	農業経営高度化資金	一 般 資 金	共同利用事業向け資金
対 象 者	・ 目標地図に位置付けられた農業者（位置付けられる見込みの者を含む） ・ 主業農業者（畜産農家など）	・ 主業農業者（耕種農業） ・ 上記に該当しない認定農業者など	・ 農業協同組合 ・ 農業協同組合連合会 ・ （共同利用事業を行う）農事組合法人など
資金使途	・ 農地取得 ・ 設備資金 ・ 長期運転資金（経営改善）（借り換え）	・ 設備資金 ・ 長期運転資金（経営改善）	・ 共同利用施設 〔改良、造成、復旧、取得〕
償還期限	20 年以内	15 年以内	20 年以内
（うち据置期間）	（7 年以内）	（7 年以内）	（3 年以内）
貸付限度額	・ 個人： 2 億円 ・ 法人・団体： 7 億円	・ 個人： 1,800 万円 ・ 法人・団体： 2 億円	15 億円

▼資金使途の詳細 ※は共同利用事業向け資金を除く。

1 号資金）建構築物等取得等資金	・ 畜舎、果樹棚、農機具等の施設の改良、造成、復旧または取得
2 号資金）果樹等植栽育成資金	・ 果樹その他の永年性植物の植栽または育成
3 号資金）家畜購入育成資金	・ 乳牛その他の家畜の購入または育成
4 号資金）小土地改良資金	・ 事業費 2 億円（農業経営高度化資金以外は 1,800 万円）を超えない規模の農地または牧野の改良、造成または復旧
5 号資金）長期運転資金（※）	・ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善、その他の農業経営の改善に伴うもの
7 号資金）大臣特認資金	・ 農村における給排水施設の改良、造成または取得（※） ・ 農業者が居住する住宅の改良、造成または取得（※） ・ 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成または取得

▽共同利用事業向け資金のみ

6 号資金）農村環境整備資金	・ 診療施設その他の農村における環境の整備
----------------	-----------------------

▽農業経営高度化資金のみ

5 号資金）長期運転資金	・ 農業経営の改善の前提としての農業経営によって生じた負債の整理
7 号資金）大臣特認資金	・ 農業経営の改善のためにする農地または採草放牧地の取得